

マイナポイント第2弾の対象となる マイナンバーカードの申請期限 2月末まで延長

国では、マイナポイント第2弾を実施しています。これは、キャッシュレス決済サービスを利用した2万円の買い物等に対して、5,000ポイントを上限(ポイント付与率25%)として「マイナポイント」を付与するものです。

また、マイナンバーカードの「健康保険証としての利用申込」および「公金受取口座の登録」に対するマイナポイント申込が開始され、ご自身で選んだキャッシュレス決済サービスにそれぞれ7,500円分のポイントが付与されます。

これまで、マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限は令和4年12月末まででしたが、令和5年2

2月末まで延長

本区職員の不祥事について

今般、本区職員が虚偽の休暇申請を行っていたことが判明しました。

今回の本区職員が行った行為は、地方公務員として法令遵守や職務に専念する義務に反する行為であり、区の行政に対する信用を著しく失墜させる、到底許すことのできないものです。

区民の皆様は深くお詫びを申し上げます。今般の不祥事を起こした職員に対し、1月20日付で懲戒免職という厳正な処分を行いました。

今後、二度とこのような事態が起これぬよう、服務規律の遵守を徹底し、区民の皆様への信頼回復に、全力で取り組んでまいります。

令和5年1月21日

江東区長 山崎孝明

れる予定です。

マイナポイント申込 支援コーナー

パソコン等の操作が不慣れな方やカードリーダーをお持ちでない方でもマイナポイントを申請できるよう、マイナポイント申込支援コーナーを開設しています。

マイナポイントの申込支援をご希望の方は、マイナンバーカードを持参のうえ、区内3か所にあるマイナンバーカード交付

新型コロナウイルスワクチン接種

家庭訪問型巡回接種

申込受付中

区では、さまざまな事情で接種会場へ出向くことが難しい方を対象に、ご自宅を訪問しての接種を行っています。

時 3月17日(金)までの午前10時〜午後5時(火・金曜※祝日も可)

区民の皆さまに当てはまる区内在住の12歳以上の方

○事情により外出や移動が困難

○2回以上接種済みで前回の接種から3か月以上経過している

窓口までお越しください。マイナポイントの申込にはマイナンバーカードに搭載された利用者証明用電子証明書の暗証番号4桁の入力とマイナポイント受取に使用する決済サービスの決済ID、セキュリティコードが必要になりますので、事前にご準備ください。

なお、マイナポイント申込に係る口座番号等の個人情報をご自身で入力してください。決済サービスによって事前登録が必要な場合は、支援できません。

○オミクロン株対応ワクチンはまだ打っていない

○かかりつけ医の往診接種が受けられない

○接種後の経過観察時に家族等が立ち会える(難しい場合はご相談ください)

○3月10日(金)区ホームページにある利用申請書に必要事項を記入し、〒135-8333区役所新型コロナウイルスワクチン接種推進事業調整担当へ郵送、メールまたは窓口

違反屋外広告物除却 協力員募集

迷惑なはり紙をなくしてきれいな街に

わたしたちのまわりの電柱や街路灯等に掲出されている違反屋外広告物(はり紙等)は、著しく街の美観を損ねます。区では、お住まいの周辺で違反屋外

広告物を除却していただける協力員(ボランティア)を随時募集しています。

区内在住・在勤・在学で18歳以上の方、3人以上のグループ

ご注意ください。

時 平日および日曜開庁日午前9時〜午後4時(水曜は午後6時まで)

場 マイナンバーカード交付窓口(区役所8階、総合区民センター2階(大島4-5-11)、豊洲シビックセンター11階(豊洲2-2-18))
費 無料

問 江東区マイナンバーカードコールセンター(午前8時半〜午後8時※土・日曜、祝日も実施)

0570(04)5010
FAX(5690)5659

(区役所8階)で



▲3回目以降の接種(区ホームページ)

※1・2回目の接種を希望する方は、区ホームページをご覧ください。



▲1・2回目の接種(区ホームページ)

問 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

0120(115)721
FAX(3647)8647

e covid-19@city.koto.lg.jp

申 施設保全課監察係または区ホームページにある申請書に必要事項を記入し、〒135-0042木場2-11-1施設保全課監察係へ郵送、ファクス、メールまたは窓口で

03(3642)5094
FAX(3642)4748
e 470123@city.koto.lg.jp

6 高齢者編

このコーナーでは、交通に関する身近に潜む危険を避けるための知識をクイズ形式で紹介していきます。

最終回となる第6回は、65歳以上の「高齢者」編です。

第1問

令和3年の都内における交通事故の死者数は、133人でした。そのうち高齢者が占める割合は次のどれでしょう。

- ①約20%
- ②約30%
- ③約40%

第2問

令和3年の都内における高齢者(歩行者・自転車)の事故の多くは、自宅から一定距離の場所で発生しています。次のうち、最も多く事故が発生したのはどれでしょう。

- ①自宅から500m以内
- ②自宅から500m超〜1km以内
- ③自宅から1km超〜2km以内

第3問

この標識がある道路を横断する場合、次のうち正しい行動はどれでしょう。

- ①急いで横断する
- ②車が来ていないときに横断



③付近の横断歩道等を利用する

答えを確認し安全も確認

第1問の答え:③

令和3年の高齢者の交通事故による死者数は全体の約40%を占める58人でした。

第2問の答え:①

歩行者事故の約44%、自転車事故の約34%が自宅から500m以内の距離で発生しています。慣れた場所であっても油断せず、安全を確認し、必ず交通ルールを守りましょう。

第3問の答え:③

横断禁止の標識がある道路は、交通量が多く大変危険なため渡ってはいけません。本区でも過去に高齢者が横断禁止場所を横断したことによる死亡事故が発生しています。道路を渡る時は遠回りでも横断歩道や歩道橋を利用しましょう。

悲惨な交通事故を防ぐためにも交通安全に関する知識を身につけ、一人ひとりが思いやりのある行動をしていきましょう。

問 交通対策課交通係

03(3647)4784
FAX(3647)9287

お詫びと訂正

こうとう区報2/1号5面「特別区民税・都民税の申告受付場所・期間」の総合区民センターの受付期間に誤りがありました。正しくは2/28(火)〜3/6(月)です。お詫びして訂正いたします 問 課税課 03647-8001・8002・8004、FAX3647-4822